

新型コロナワクチン接種情報 追加接種(3回目)のお知らせ

費用は無料です

●追加接種の対象者

初回接種(1・2回目)の接種が完了した、18歳以上の方

●集団接種の日程・会場

会場	3月	4月
市立大網病院	5日(土)・13日(日)	2日(土)・17日(日)・30日(土)
保健文化センター	14日(月)・27日(日)	3日(日)・16日(土)・23日(土)・24日(日)
大網白里アリーナ	20日(日)・21日(月)・26日(土)	—
農村環境改善センター いずみの里	6日(日)・7日(月)	9日(土)・10日(日)

※ワクチンの種類は、原則、集団接種は「武田/モデルナ社」、個別接種は「ファイザー社」を予定しています。

※国の方針やワクチンの入荷状況により接種体制が変更となる場合があります。最新の情報は、市ホームページ等にてご確認ください。

●接種券の発送(すべての方の接種間隔を6か月に前倒しました)

広報2月号で、接種間隔についてお知らせしましたが、**すべての方の接種間隔を6か月に変更しました。**

追加接種の接種券付予診票は、**2回目の接種日から5か月を経過した方に対し、順次発送**しています。

※追加接種可能日は、**2回目の接種日から6か月以上の経過となりますので、ご注意ください。**

※追加接種(3回目)の予診票は、**予診票と予防接種済証が1枚になっています。**中央に切り取り線が入っていますが、切り離さず接種会場にお持ちください。

●集団接種の予約について

「接種券付予診票」(A3)が届きましたら、**予約可能となります。**

※国の方針により変更となることがありますのでご注意ください。最新の情報は、市のホームページ等にてご確認ください。

▶インターネット(予約サイト)

新型コロナワクチン接種
3回目ネット予約はこちら>

※集団接種は武田/モデルナ社製ワクチンです

・市ホームページのバナーから



・QRコードから

▶LINE



・QRコードから

▶電話 ・市新型コロナワクチンコールセンター

☎0475(53)3355(土・日・祝日を除く9時~16時30分)

※窓口での予約はできません。

●大網病院(個別接種)の予約

▶電話のみ ・大網病院個別専用コールセンター

☎0475(71)2255(土・日・祝日を除く9時~16時30分)

※かかりつけ医による個別接種は、定期受診の際にご確認ください。

追加接種(3回目)は必要か

新型コロナワクチンを2回接種した場合であっても、接種後の時間経過とともにワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されています。また、追加接種をすることで2回目の接種直後よりも高い抗体濃度を取得することが報告されています。現在、新たな変異株の発生により感染が拡大しています。感染予防の効果や重症化を防ぐため、また副反応のリスクの双方について理解した上で、追加接種について検討をお願いします。ワクチン接種は、本人の意思に基づき行います。

なお、基礎疾患のある方は、かかりつけ医等とご相談の上受けるかどうかをお考えください。

初回接種(1・2回目)とは異なるワクチンの追加接種(交互接種)

初回接種(1・2回目)で「ファイザー社」のワクチンを受けた方が、追加接種(3回目)で「ファイザー社」のワクチンを受けた場合と、「武田/モデルナ社」のワクチンを受けた場合のいずれにおいても抗体価が有意に上昇するとともに、副反応はすべてのワクチンの組み合わせと同様であり、許容されることが報告されています。また、「武田/モデルナ社」の追加接種(3回目)に用いる量は、初回接種(1・2回目)で用いた量の半量となり、2回目接種後と比較して、発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。

大網白里市に転入された方へ

本市には、前住所地等で初回接種(1・2回目)を受けた方の接種情報がありませんので、追加接種(3回目)を希望する方は、申請が必要です。予防接種済証等・本人確認書類を新型コロナワクチン相談窓口(保健文化センター1階)に持参ください。

初回接種(1・2回目)について

これから初回接種を希望する方は、大網病院の個別接種で受けることができます。電話のみの対応となりますので、コールセンターまでご連絡ください。

▶電話

・大網病院個別専用コールセンター

☎0475(71)2255(土・日・祝日を除く9時~16時30分)

小児(5~11歳)の新型コロナワクチン予防接種について

本市では、4月の集団接種開始に向け、現在、準備を進めています。接種券の発送については3月下旬を予定しています。

感染された方の自宅療養等について

千葉県では、自宅で療養される方が安心して療養できるよう、しおり等を作成しています。



▲ご自宅で療養される方へ
(千葉県ホームページ)

☎健康増進課健康増進班

☎0475(72)8321

新型コロナウイルス対策 支援・給付

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(一括給付金)の申請はお済みですか

▶対象児童

①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童

②令和3年9月30日時点で高校生相当(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童

③令和4年4月1日までに生まれた児童手当の支給対象児童

▶支給対象者=対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方
※児童手当の所得制限限度額を超え

る方は対象外

▶支給額=対象児童1人当たり一律10万円

▶手続き=申請が必要となる方には1月に案内済みです。

詳細は問い合わせください。
※離婚等により、現在児童を養育しているが給付金を受け取っていない方は、問い合わせください。

☎子育て支援課児童家庭班
☎0475(70)0331

中小法人・個人事業者のための事業復活支援金

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、事業の継続・回復を支援する給付金を支給しています。

なお、事業復活支援金を申請する前に登録確認機関による事前確認を受ける必要があります。

ただし、過去に一時支援金または月次支援金を受給している場合、原則として、改めて事前確認を受ける必要はありません。

支援金の詳細は、事業復活支援金ホームページをご確認いただくか、コー

ルセンターへ問い合わせください。

▶申請締切=5月31日(火)

▶給付額

・中小法人=上限最大250万円

・個人事業者=上限最大50万円

※年間売上高および減少率に応じて変わります。

▶申請方法=事業復活支援金ホームページから電子申請

☎事業復活支援金コールセンター

☎0120(789)140

☎03(6834)7593

事業復活支援金 検索

住民税非課税世帯等に対する特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しているため、令和3年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円を給付します。

①住民税非課税世帯への給付

▶給付対象=令和3年12月10日(基準日)において、本市に住民票があり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯(ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません)。

※「住民税均等割が非課税である方」には、生活保護を受給している方も含まれます。

▶給付方法=市から対象世帯の世帯主宛に送付する確認書を返送してください。

②家計急変世帯への給付

▶給付対象=①に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が

急変し、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

ただし、以下に該当する世帯を除きます。

・住民税非課税世帯として給付を受けた世帯。

・住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯。

▶給付方法=申請が必要となります。対象となる可能性がある場合は市コールセンターに問い合わせください。申請書を送付します。

▶申請締切=9月30日(金)

【共通事項】

いずれも1世帯当たり10万円を世帯主名義の口座に振り込みます。また、重複しての受給はできません。

☎市コールセンター(中央公民館2階談話室臨時特設会場)

☎0570(080)292